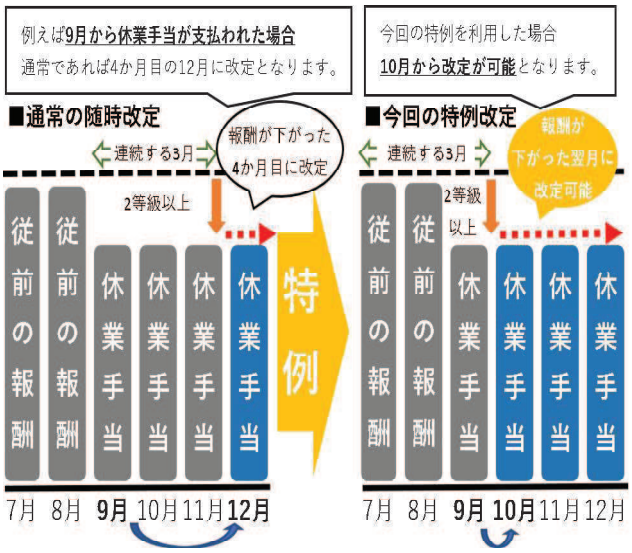
事務所通信　No.311　　令和３年９月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎ 0254-22-5649 (代)

■社会保険料の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響による休業で報酬が著しく下がった方について、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定する措置が講じられていますが、更に下記の方についても、特例措置が講じられることとなりました。

（1）令和3年8月から令和3年12月までの間に新たに休業により著しく報酬が下がった方の特例



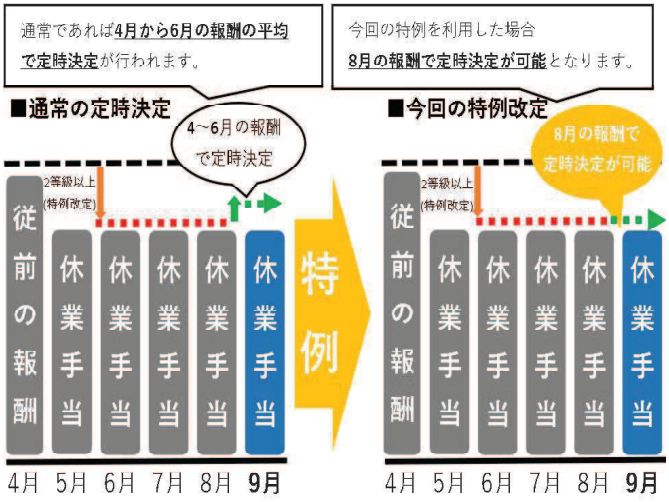
以下の全てに該当する方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和3年8月～令和3年12月までの間に、著しく報酬が下がった月が生じた

②著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、すでに設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった（＊固定的賃金の変動がない場合も対象となります）

③本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

（2）令和2年6月から令和3年5月までの間に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方の特例



以下の全てに該当する方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、次のいずれかに該当する方

（ア）令和2年6月～令和3年5月までの間に著しく報酬が下がり、令和2年7月～令和3年6月までの間に特例改定を受けた方

（イ）令和2年8月に支払われた報酬にて令和2年度定時決定の保険者算定の特例を受けた方

②令和3年7月までに休業が回復したことにより随時改定に該当していない方



③令和3年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、令和3年9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方



④本特例改定による改定内容に本人が書面により同意している

◈傷病手当金、出産手当金及び年金の額が改定後の標準報酬に基づき算定されるため、被保険者本人の充分な理解に基づく事前の同意が必要です。

育児休業給付に関する被保険者期間の変更

令和3年9月1日以降育児休業開始の方より「育児休業給付金」の被保険者期間の要件が一部変更となります。

《現行》

育児休業開始日を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上ある完全月が12か月以上あること。

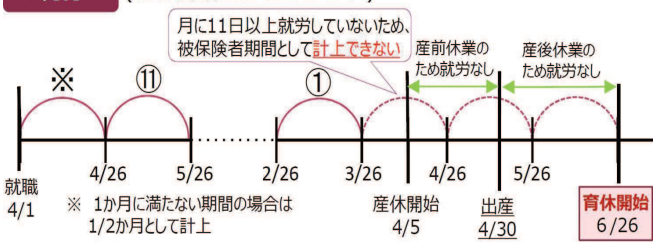
《改正後》

被保険者期間において上記要件を満たさないケースでも、産前休業開始日等を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上ある完全月が12か月以上ある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとする。

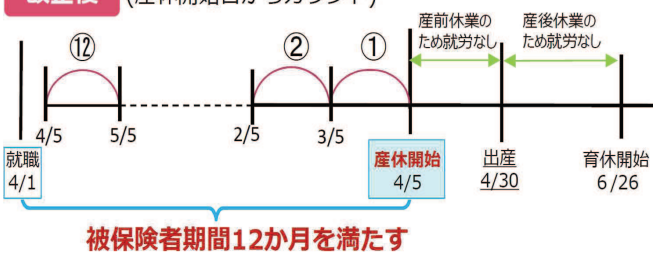
【具体例】

就職	令和3年4月1日
産前休業	令和4年4月5日～
出産日	令和4年4月30日
産後休業	～令和4年6月25日
育児休業	令和4年6月26日～
被保険者要件（現行）	被保険者期間12か月を**満たさない**
被保険者要件（改正後）	被保険者期間12か月を**満たす**

現行（育休開始日からカウント）



改正後（産休開始日からカウント）



これまで要件を満たさなかった場合でも支給の対象となる可能性があります。特に勤務開始後1年程度で産休に入った方などは対象となる可能性がありますのでご注意ください。

お知らせ

■新潟県の最低賃金額が確定　～時給859円～【令和3年10月1日施行】

先月号でもお伝えした通り、最低賃金の引き上げ目安として28円が答申されておりましたが、新潟県労働局長の決定により最低賃金額が答申どおりの、時間あたり859円に改定されます。

■雇用調整助成金の特例措置、11月末まで延長へ

厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金等の特例措置について9月末までとされている現在の内容を11月末まで延長する予定であると発表しました。12月以降の取扱いについては感染状況、雇用情勢を見極め10月中に改めて通知される予定です。

■雇用保険給付金申請、通帳写しを原則不要に

雇用保険給付金の初回支給申請に当たっては、申請書の記載内容の確認書類として「払渡希望金融機関確認書類（通帳やキャッシュカードの写し等）」が必要でしたが、電子申請の場合、原則これを提出不要とする取扱いに変更されました。

（令和3年8月1日以降）※手書きで申請書を作成する場合は、引き続き必要になります。



【対象となる申請書類】

◍高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続支給申請書

◍育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書

◍介護休業給付金支給申請



■健康保険証の被保険者への直送が可能に

健康保険証については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付することが義務付けられていますが、テレワークの普及等に対応するため、保険者から被保険者に対し保険証を直送できることとなりました。**（令和3年10月1日以降）**

＊詳細が決まり次第、改めてお知らせ致します。

■ 拾い読みの読書

良い戦略　悪い戦略
著　者：リチャード・Ｐ・ルメルト　村井章子訳
出版社：日本経済新聞社　　2,000円＋税

「実行」直結しているか？

「単純明快」で「単刀直入」か？

P4　良い戦略は必ずと言っていいほど、単純明快である・・・目の前に潜む一つか二つの決定的要素・・・打つ手の効果が一気に高まるようなポイントをみきわめ、そこに狙いを絞り、手持ちのリソースと行動を集中すること、これに尽きる。

P20　良い戦略は、第一に、狙いを定めて一貫性のある行動を組織し、すでにある強みを活かすだけでなく、新たな強みを生み出す。だが、規模の大小を問わず、同時にいくつものことをやろうとする組織がじつに多い。しかも、掲げた目標の多くが互いに無関係であるばかりか、ときには互いに矛盾することさえある。第二に、視点を変えて新たな強みを発見する。

P49 悪い戦略の四つの特徴／●空疎である――華美な言葉や不必要な難解な表現を使い、高度な戦略思考の産物であるかのような幻想を与える。●重大な問題に取り組まない　●目標を戦略ととりちがえている――悪い戦略の多くは、困難な問題を乗り越える道筋を示さずに、単に願望や希望的観測を語っている。●まちがった戦略目標を掲げている――戦略目標とは、戦略を実現する手段として設定されるべきものである。

P108　良い戦略の基本構造／〇診断――良い診断は死活的に重要な問題点を選り分け、複雑に絡み合った状況を明快に解きほぐす。〇基本方針――診断で見つかった課題にどう取り組むか、大きな方向性と総合的な方針を示す。〇行動――ここで行動と呼ぶのは、基本方針を実行するために設計された一貫性のある一連の行動のことである。全ての行動をコーディネイトして方針を実行する

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

不要不急 苦境と向き合う仏教の智慧
著　者：　１０人の僧侶
出版社：　新潮新書　　780円＋税

P72「（自分の意志で）家から出ない」と「（自分の意志に反して）家から出られない」とでは当人の生活風景は、一方は愉快、他方は不愉快というように大違いです。野口整体創始者の野口晴哉さんは「人は食べられないと餓死するが、食べないと断食となって元気になる。『自らの意思』で食べないことを選び取れば不養生は養生に変えられる」と・・・・。この未曾有のコロナ状況というのは「お前はお前の主人公か？」とわれわれに主体性の有無を問いかけているようです。

P156　コロナ禍の中、なにが「不要不急」か。それぞれの「正しさ」がぶつかり合っています。・・・「正しさ」がぶつかり合い、傷つけ合い、みんな力を合わせるどころか、分断は加速するばかりです。・・・コロナ禍であぶりだされた「弱さ」。自然界における人間の弱さ。社会的、経済的な構造上の弱さ。他者との関係や人間の内面の弱さ。

■ 絵手紙通信



今夜の冷酒は、菊水・辛口。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (311号)

■　山への誘い (R3.7.27)

▲NHKBS「日本百名山・八ヶ岳～花が彩る岩の峰～」を偶然観て、人生初の本格的登山、それも単独行だったその山行の思い出に浸っていた矢先、千日回峰行者の如き形相のウォーキング姿を目撃されてしまった複数の友人から、体力試しにと山登りの誘いを受けて、その気になりかけた。

▲それは、大学入学間もない６月のこと。心細さを抱え一人新宿発の夜行列車に乗り、早朝に晴天の茅野に到着。美濃戸口までバスで行き、南沢～行者小屋～文三郎新道～2899m 赤岳登頂。反対側の真教寺尾根を下山し、その日の夕刻に清里へ下りるコースを選んだ。青い空、緑の山々を縫う一筋の白い沢を辿り、行者小屋に到着。そこから文三郎新道の急坂に入り、赤岳直下の鎖場や鉄梯子をよじ登って登頂。360度の展望を眺めながら一息吐いて下山を急いだ。急ぎ過ぎたか、途中で獣道に迷い込み「山で道に迷ったら、尾根に戻る」との教えを思い出してどうにか下山。清里の駅前食堂でのビールとカツ丼を今でも思い出す。

▲山に登る理由を問われ、「そこに、山があるから」と答えられる程の経験も知性も無く、不完全燃焼の心と身体を持て余していた頃の、モヤモヤを晴らすための一大決心であり、その山行で少しだけ心の霧が晴れた感覚が今でも残っている。

▲あれから半世紀経っての二王子岳（1420m）や弥彦山（634m）への誘いに、一端は山用品店に行ってはみたが、「人生は山登りに似ている。山へ登ったかぎりは　降りなければならない。山へ登りっぱなしのことを遭難したという」とのユングの言葉が聞こえ、何も買わずに店を出た。

■　コロナ第五波 (R3.8.17)



▲２回のワクチン接種を終えたら、思う存分「地域経済循環活動」をしようと決め、７月には義母を連れて温泉へ２回、週末には女房と天ぷら屋、イタリアン、割烹、中華と食べ歩き、この一年の自粛生活からの開放感を味わった。

▲とは言え、コロナ前は血糖と肝臓の数値を気にしながらも週２回ペースで会合と称して飲み会に顔を出し、年に数回、国内は飲み過ぎを、海外は食当たりにだけ気を付けて旅を楽しんでいたときの開放感とは比べものにならないのは言うまでも無い。何せ、店の入り口で消毒と体温測定、アクリル板に仕切られた席で「マスク飲食」まで推奨される雰囲気に、つい隣の客の声の大きさが気に掛かるのだから。

▲それにしても、感染力の強さと、未だに決定的な治療薬もなく、最悪死に至らしめる今回の新型コロナは厄介である。当初はワクチンすらなく、ひたすら密閉、密集、密接の３密回避、手洗い励行、ソーシャルディスタンスを心掛けつつ、目に見えぬ「敵」に怯えているのだから。

▲８月も「地域経済循環活動」をと思っていた矢先、無観客とはいえオリンピックの開催、夏休みとお盆の時期も重なり、自粛の我慢の限界を超えた人々の流れに歯止めがかからず、勢力拡大のチャンスとばかりに変異株が猛威をふるう。県内、市内でも感染者の急増に歯止めがかからず、頼みの綱の２回のワクチン接種さえ、８ヶ月で効果が薄れるとの報道もでる状況である。

▲今は、中途半端な対策の小出しではなく、前を向き、原稿など頼らず自信溢れる声で発する総理大臣の「骨太の戦略」が聞きたい。頑張れ総理！